

○川棚町移住体験宿泊費補助金交付要綱

(令和3年9月10日要綱第20号)

改正 令和4年3月1日要綱第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川棚町への移住定住の促進を図るため、移住定住を目的とする活動に伴う宿泊費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、川棚町補助金等交付規則(平成2年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「宿泊施設」とは、次の各号のいずれかに該当する町内の施設をいう。

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業を営む施設
- (2) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条に規定する届出をして、同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む施設

(補助対象者及び対象活動)

第3条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者であって、町への移住定住を目的とする活動を行うために町内の宿泊施設を利用する者とする。

- (1) 町の住民基本台帳に記録されていない者であって、かつ長崎県外の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 町内に居住していない者

2 前項に規定する活動は、次のいずれかの活動とする。

- (1) 町内で住居又は仕事を探す活動
- (2) 町内で就業又は起業するための視察及び体験等を行う活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める活動

3 前2項の規定に関わらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員又は次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- (2) 暴力団の維持、運営に協力し、又は利益の供与をしている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4 第1項に規定する者と同一の世帯に属する者については、同時に宿泊施設を利用する場合、補助対象者とすることができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1人1泊当たり2,000円とし、1の年度において1補助対象者に
つき3泊を上限とする。

2 補助対象者は、前項に規定する上限に達するまで、複数回の補助金の交付を受けるこ
とができる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、川棚町
移住体験宿泊費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる
書類を添えて、宿泊予定日の10日前までに、町長に提出しなければならない。なお、
申請者と同一の世帯に属する者の申請については、申請者が代表して行うものとする。

(1) 活動計画書(様式第2号)

(2) 申請時点における補助対象者の住所を確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適
正と認めるときは、交付決定を行い、川棚町移住体験宿泊費補助金交付決定通知書(様式
第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、
補助対象となる活動が完了したときは、川棚町移住体験宿泊費補助金実績報告書(様式
第4号。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければ
ならない。

(1) 活動報告書(様式第5号)

(2) 宿泊明細書及び領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適
正と認めるときは、交付すべき補助金の額の確定を行い、川棚町移住体験宿泊費補助
金交付額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、川棚町移住体験宿泊
費補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に対し補助金を交付する
ものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、交付決定者が虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたときは、
補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定に基づき、既に交付した補助金の全部又は一部を取り消したときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月1日要綱第7号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。